

令和3年広審第32号

裁 決

引船A引船列灯浮標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官浅野活人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年7月13日23時12分少し前

平郡水道

2 船舶の要目

船種	船名	引船A	台船B
----	----	-----	-----

総トン数	170トン
------	-------

全長	28.50メートル
----	-----------

垂線間長	65.00メートル
------	-----------

機関の種類	ディーゼル機関
-------	---------

出 力 1,912キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船楼甲板中央部に最上層を操舵室とする3層の甲板室を、同室前部及び後部に曳航ウインチ各1機を設け、コルトノズルを水平全方向に回転できるZ駆動方式の推進装置を装備する、2機2軸の押船兼作業船で、a受審人ほか4人が乗り組み、鋼材約2,500トンを積載して船首尾ともに2.8メートルの喫水となった非自航の鋼製台船Bを、ブライドルロープ等を繋ぎ合わせた曳航索具で引く、A船尾端からB後端までの距離が265メートルとなった引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、船首尾2.5メートルの等喫水をもって、令和2年7月13日14時00分大分港を発し、愛媛県西条港に向かった。

a受審人は、船橋当直を自身、一等航海士、四級海技士（航海）の資格を有する次席一等機関士の順に輪番で入直する単独の4時間3直制とし、出港操船を終えて一等航海士に同当直を引き継ぎ、降橋して自室で休息した。

a受審人は、休息を終えて昇橋し、19時45分大分県姫島東方沖合で次席一等機関士から船橋当直を引き継ぎ、航行中の引船列の法定灯火のほか、Bの船尾部両舷に白色灯各1個を表示し、伊予灘を東行して平郡水道第1号灯浮標（以下、灯浮標については「平郡水道」の冠称を省略する。）を左方に航過したのち、平郡水道推薦航路（以下「推薦航路」という。）の南側約400メートルをこれに沿って北東方に航行した。

a受審人は、22時14分少し過ぎ下荷内島灯台から186度（真方位、以下同じ。）1.45海里の地点で、第2号灯浮標を左方に航過して針路を088度に定めたところ、南南西風を受けて左方に5度

圧流され、6.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、推薦航路線の南側を航行していると見込んで続航するうち、左方に圧流され続けて推薦航路線の北側を東行する状況となったものの、その後も第3号灯浮標の灯光を左舷船首方に視認していたので、このことに気付かないまま進行した。

a 受審人は、23時08分半少し過ぎ第3号灯浮標の北西300メートル付近となる、沖家室島長瀬灯標から259.5度3.79海里の地点に至ったとき、思いのほか第3号灯浮標に接近していたことから、同灯浮標との航過距離を広げることとしたが、それまで第3号灯浮標の灯光を左舷船首方に視認していたので、右転すれば航過距離が広がると思い、GPSプロッターで航跡を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、圧流されて推薦航路線の北側を東行していたことも、右転すれば曳航索具が第3号灯浮標に著しく接近するおそれがあることにも気付かず、針路を117度に転じ、4.7ノットの速力で、南南西風に抗して続航した。

こうして、Aは、第3号灯浮標を左方に航過したものの、23時12分少し前沖家室島長瀬灯標から258度3.63海里の地点において、Bの両舷船首から伸ばした、ナイロン製で直径60ミリメートル長さ22メートルのブライドルロープ2本のうち、左舷側の1本が第3号灯浮標に衝突した。

当時、天候は雨で風力4の南南西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期であった。

A引船列は、a 受審人が第3号灯浮標との衝突に気付かないまま航行を続け、翌14日13時頃西条港に到着して停泊中、海上保安庁が消灯警報装置により同灯浮標の異常を認めて調査に当たったところ、

ブライドルロープに第3号灯浮標のマーキング装置から発射された塗料の付着が認められた。

衝突の結果、A引船列は、ブライドルロープ1本に塗料付着及び擦過傷が生じ、第3号灯浮標は、太陽電池及び同電池取付け台の曲損等が生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件灯浮標衝突は、夜間、平郡水道を東行する際、船位の確認が不十分で、第3号灯浮標北西方近距離で針路を右方に転じたことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、推薦航路線の南側をこれに沿うつもりで、平郡水道を東行する場合、船首方に視認する第3号灯浮標に衝突することのないよう、GPSプロッターで航跡を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、それまで第3号灯浮標の灯光を左舷船首方に視認していたので、右転すれば航過距離が広がると思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、圧流されて推薦航路線の北側を東行していたことも、右転すれば曳航索具が同灯浮標に著しく接近するおそれがあることにも気付かないまま、第3号灯浮標北西方近距離で針路を右方に転じて曳航索具が同灯浮標に衝突する事態を招き、A引船列及び第3号灯浮標に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年2月17日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人